

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
				担当職員 藤村
日 時	平成26年3月18日(火)			開 議 午後 4 時 05分
				閉 議 午後 5 時 12分
出席委員	吉田 ○中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者		山内政策推進室長、桂政策推進室担当室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課担当課長		
事務局		藤村次長、阿久根副課長		
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 1名	議員 2名(竹田、酒井議員)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

(1)第46号議案 亀岡市特別会計条例の一部改正について

(2)第8号議案 平成26年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

< 吉田委員長 >

予算委員会の採決も終わったので、第46号議案と第8号議案を一括して議題とする。

< 木曾委員 >

土地取得事業特別会計の中に事務費は入っているのか。確認したい。説明を求められるか。

< 吉田委員長 >

執行部に説明を求めることとする。

～ 16 : 07

(休 憩)

16 : 14 ～ (政策推進室入室)

< 吉田委員長 >

土地取得事業特別会計の中に事務費は入っているのかという質疑が出ているので答弁いただきたい。

< 政策推進室長 >

主な経費として土地管理業務委託料があるが、秋の収穫までに契約ができる見通しなので平成26年度は作付けをしてもらわない。市で管理をするということになる。草刈り等の管理業務を含んでいる。あと、土地登記や土地の購入は事業決定後になるがそういった経費を一部含んでいる。

< 木曾委員 >

契約をするずつ購入するということだが、90何筆あるがどのようにして買うのか。

< 政策推進室長 >

具体的な話の前に条件整備をしなければならない。今まで地権者が多いので代表者を選んでいただき、代表者と協議してきた。その中で一定合意が取れた。代表者に一任するという確認を地権者から取っている。予算が通って時期が来たらそこで引き渡し、金額等の協議をする。それから個別に話に入る。100名ほどの地権者なので10日ほどは要する。そして、次に入作の人に話をする。同意していない人には8月ぐらいから代替え地等協議する。

< 田中委員 >

代表者を選ぶことに全員から同意を得たということだが、全員から同意を得ているのか。

< 政策推進室長 >

了解を得たことで個別に数名を除き文書で同意を得た。

< 田中委員 >

売買することの同意が少し残っているということか。

< 木曾委員 >

個々の同意をもらっていて、残りが数名ということ。

< 並河委員 >

代表者は何人か。

< 政策推進室長 >

8人。

< 並河委員 >

現実には1人だけを代表者にしていると聞いたがどうか。

< 政策推進室長 >

そんなことはない。

< 並河委員 >

現実には1人だけが進めているのではないか。

< 政策推進室長 >

8名の合同体と市が協議して決定した。そのあと、個別に確認した。

< 並河委員 >

1人だけが進めていて地権者には何も説明がないということだが。

< 政策推進室長 >

代表者から説明がないということか。市から文書を送付しているが、それを受け取っていないということか。

< 並河委員 >

8人の代表者に同じ情報提供がされず、地権者に情報が入っていないと聞いたが。

< 政策推進室長 >

市が各自に直接文書を送っている。代表者は交渉の時の代表者である。土地の売買は市と地権者との直接の話である。

< 並河委員 >

やってもらっているのならばいい。

< 吉田委員長 >

市の持っている情報をすべて出してほしいと言った。同意のない人の土地はどれ位

でどのあたりか。同意書の中身は。計上されている予算ですべて買えるのか。今後、増額にならないのか。都市計画決定されるまでに急ぐ理由は。補助金の担保がない中で一般会計で買うことの理由は。補助金があたらないければ土地購入をやめるのか。補助金があたらないのに 14 億円の支出は厳しいと思っている。補助金が付かなければやめるのであればいいが、補助金が付かなくても進めるのならとても賛成できない。

< 政策推進室長 >

誰が応じていないか個人が分かるので詳しい答弁は控えさせていただきたい。面積は 3 % 弱。地権者にして 2 %。

< 吉田委員長 >

大体の場所がいい。

< 政策推進課長 >

場所は中ほどにもあるし、端にもある。同意書の中身は、その時の条件の中で合意して譲るという内容である。

< 政策推進室長 >

予算の範囲内で購入する予定で計上している。鑑定を取るが、周辺の道路用地購入時の単価で積算している。鑑定評価を取って確定するがそれほど変わらないと思う。都市計画決定前の予算付けは、予算前置主義による。執行するのは決定後になる。年間予算を当初予算にたてるのが原則であるのでこの 3 月に計上した。実際には都市計画決定がされ事業認可を受けてから購入する。それでなければ税控除も受けられない。補助金の担保があるかというとなし。しかし補助金を出す国の方も自治体の受け皿があるかどうかの担保が要る。要望は H 2 5 から出している。H 2 6 に正式要望するのに予算付けが要る。買戻しは年度末。補助付けが決まったら買い戻す。買戻しは数年かかっている。

< 吉田委員長 >

土地開発公社ならいいが、特別会計を使うことを議決するということは議会も重い責務を負い、ともに歩いていくことになる。だから同じ情報を出してほしいとずっと言っている。補助金が全域にあたるかどうか分からない状態で予算付けをすると、先に一般会計で買うことが決まる。その後に一般会計で買い戻すときに補助金があたるかどうかということになる。分割してでも補助金があたるという担保がなければ、この 14 億円は先に使うことになる。その担保が要ると言っている。14 億円全部を一般会計で出すのは厳しい、補助金を取ってもらわなくてはならないと財政課も言っている。だから補助金をとれる担保があるのか、それまで待てないのか聞いている。いいものが出来ても財政破たんしては意味がない。

< 政策推進課長 >

都市計画決定し、事業認可しない限り執行しないし、できない。本来なら H 2 5 に契約したかったが待った。都市計画決定に向けての進捗を進めてきている。都市計画事業になり、認可をとると一定の補助金は通常当たる。国の補助金の制度である。これまでの経験から可能になると考える。それまでは用地取得の買収はしない。

< 吉田委員長 >

予算をつけたら執行部は執行できる。信用しないわけではないが、6 月までは待てないのか。鑑定評価をとってから要求するなら、それ以上増額しないようにという附帯決議をつけて予算をつけることもあるかと思う。現実には、単費で 14 億円出したら財政的にもたないと財政課は言っている。だから、同じ情報を共有して絶対安心だという具体的な事実をあげてほしいと言っている。頑張る、やらねばならぬではなく、事実をあげてほしい。

< 政策推進室長 >

執行する時に事業決定は必ず要る。税控除がとれない。事業認可後に執行する。なぜ今の時期に計上したかという1年間の予算を審議いただくのは3月議会なので年間予算を計上した。

< 政策推進課長 >

単価は一律であり上げ下げは考えていない。そういう話をしている。隣接の単価を参考にしている。

< 吉田委員長 >

話の内容は分かったが、仮に議決を6月まで待ったら困ることはあるのか。

< 政策推進室長 >

鑑定評価の予算もこの中に組んでいる。それがないと明らかにするべきがない。用地の管理もできない。事務経費が要る。

< 吉田委員長 >

そういうことがあるなら一般会計でその分をあげればよかった。用地取得が非常に重要な議案であることは分かっていたはず。

< 木曾委員 >

行政を信用するかしないかの問題である。執行部側が大丈夫だと思って買った部分が塩漬けになった。特別会計より土地開発公社で先行取得すべきだったのでは。3年間で買い戻すのは補助金の担保がないと厳しい。時間がかかるならなおさら土地開発公社ですべきだった。信用するしか我々には担保がない。土地開発公社なら理事者の責任において先行取得していた。今回はストレートに我々の責任になる。責任を回避して言っているわけではないが、大丈夫だろうということでどんどん進んでいくから不安になる。一般会計予算を認めて補助金を取っていくことは先ほど認めたが、今度は反対に市が我々に担保を提示すべきではないかと思うがどうか。

< 政策推進室長 >

土地開発公社に係る議会の特別委員会における最終提言で、土地開発公社の今後の在り方について、土地の利活用、公社の存廃について検討するようにとあった。土地開発公社は今の時代にそぐわない手法かと理解した。特別会計のメリットは3点あり、先日の委員会で説明したとおりである。土地開発公社でも特別会計でも買い戻さないといけないうのは同じである。これまでの経験から、最初から議会に審議いただきたいということで指摘を受けて今回この手法を選んだ。この選択については間違いないと思っている。

< 吉田委員長 >

議決させよということは、議決に至る情報をもって審議させよということである。

< 木曾委員 >

鑑定評価に係る経費は別に組んでいてもよかった。単価が分からないから不安である。同意してもらっていない人が単価をつり上げたらどうするのか。同一単価ということで売ってもらえなければどうするのかということになる。

< 政策推進室長 >

粘り強く説得していくのみである。価格は同一単価である。地権者からも同一単価でという強い要望があった。市外の地権者にもその同意がとれているかと言えない。

< 並河委員 >

確認だが、市からの連絡は全ての地権者に対して行っているのか。

< 政策推進室長 >

情報は全ての人に同じものを出している。

公共用地に協力いただくので税控除の対象になる。交渉に入ってから税控除をとれる期間がある。より確かに事業許可を得て、入れるとなったら、税務署に届け出ていこうと思っているので、地権者との単価はファジーである。

（政策推進室 退室）

～ 16 : 50

委員間討議

< 吉田委員長 >

委員間討議を行う。管理費と鑑定評価の費用だけは予備費を使ってもいいので一般会計につけてはどうかと思っている。都市計画決定と事業採択の担保がなければ14億円をそのまま一般会計で買っていると破産すると言っているのだから怖くて予算はつけられない。

< 堤委員 >

委員会に付託された議案である。ここまで質疑、討議を経て審査してきた。結審すべきである。

< 吉田委員長 >

委員会に付託された議案は採決するが、継続審査にするのも一つの方法であるので提案した。

< 木曾委員 >

土地開発公社でやるべきだと思う。なぜ特別会計ですか、議会まで巻き込むのかわからない。今までしたことがないことをなぜするのか、納得いかない。不思議である。

< 石野委員 >

予算特別委員会でも十分説明を聞いた。手続き上、受け皿を作らないといけない。

< 吉田委員長 >

受入れ予算は一般会計であって、特別会計は補助金の受け皿ではない。それは大丈夫だ。

< 山本委員 >

土地開発公社の特別委員会にも入っていたが、議会の意見の反映や公社の存廃も言われていた。議会軽視というよりは今回は議会を尊重して特別会計としたと理解した。その点は尊重したい。

< 吉田委員長 >

公社よりは特別会計の方がいいと思っている。しかし、特別会計でやるからには情報が要る。それを持ってくるまでは待たないかと言っている。それが都市計画決定であったり、事業認可であったりで、それが出来なければ公社ですればいいわけで、それができるのなら情報を、と言っている。

< 木曾委員 >

情報さえ開示されればできる。

< 山本委員 >

出来る限りは出していると思うが、はっきりと言えないところもあるのを汲みたい。

< 吉田委員長 >

情報についてはそうだが、担保について、都市計画決定、鑑定評価、事業採択を待つのは何も悪くない。なぜ待てないのか。

< 山本委員 >

石野委員が言われた受け皿のことは関係ないのか。

< 吉田委員長 >

関係ない。困ることはあるのかと聞いたら、管理費と鑑定評価費用だけと言った。

< 山本委員 >

困るのはそれだけか。

< 吉田委員長 >

管理費と鑑定評価費用だけと言った。他に困るのなら今言わなければならない。

< 木曾委員 >

土地開発公社で買えば地権者のことは気を遣わなくていい。直接、話ができる。ところがこうして公になると地権者のことも公表できないのが特別会計。そこが問題のところかと思う。明らかにするというのは、公表してきちっとした形で審査することが大事。土地の単価も何人ということもはっきりせず特別会計を作るのは難しいのでは。値がつり上げられるかもしれない。

< 山本委員 >

残りの人に足元を見られるのは私も心配するところではある。

< 吉田委員長 >

公表できないところまで情報を出せとは言わない。3月に予算をあげるのはいいいが、議会が3月に採決する必要があるのか。補助金を取るまで議決を待つのか。

< 堤委員 >

予算特別委員会でも木曾委員から指摘があった。土地開発公社の手法で先行取得をして買えばいいということであった。先行取得の意味は、今すぐ市が買い戻して事業にかかれなから市の命を受けて金融機関から借入れをして、公社で買うこと。しかし、今回はここまで進んできており、いろんなことも含めて一般会計に買い戻して事業をさせてほしいと言っているのだから、今回は特別会計で買うこともやぶさかではない。今はあれ以上の情報は出せない。買収価格は不動産鑑定等々勘案し、誰が見てもおかしくない価格で買うように議会も指摘をしている。採決はこれ以上先延ばしにはできない。

< 吉田委員長 >

単費で買うのは買い切れないと言っている。補助金の担保がとれていないと言っている。採決を採ってもいいが、そのことをわかっているのか心配する。

< 中村副委員長 >

事業が確定するまで執行はないということは確定しているのでここで採決をすればいいと思う。

< 吉田委員長 >

事業が確定するまで執行しないという担保をどうとるか。行政を信用するなら議会もどうかと思う。信じていたのに、ということにならなければいいと思う。

それではまず、継続審査とするかどうかの採決をとる。継続審査とすることに賛成者は拳手願う。

— 賛成少数（田中、並河、木曾委員） —

< 吉田委員長 >

賛成者少数であるので継続審査とせず、この場で採決する。討論はあるか。

討論

< 田中委員 >

一般会計でも共産党議員団として反対討論を行ったが、その立場で2議案に反対。本会議で詳しく述べる。

< 堤委員 >

賛成。予算特別委員会とも関わることである。これだけ審議し、議論を深めて理事者の考えも一定理解した。府との信頼関係を築いてスムーズな事業展開を期待している。

< 木曾委員 >

大事な議案でもあるので、会派でも相談し、本委員会では態度を保留する。本会議で態度を表明する。

< 石野委員 >

賛成。予算特別委員会でも十分話を聞いた。

< 山本委員 >

賛成。第46号議案は説明のあった3つの理由で理解した。第8号議案は都市計画決定してからお金が動くということなので、スムーズに事業執行をされたい。

< 中村副委員長 >

第46号議案、第8号議案に賛成。詳しくは本会議で。

～ 17 : 11

採決

< 吉田委員長 >

賛成者は挙手願う。

第8号議案（土地取得事業特別会計予算）	挙手多数	可決
（賛成 山本、中村、堤、石野委員	反対 田中、並河委員）	
第46号議案（特別会計条例の一部改正）	挙手多数	可決
（賛成 山本、中村、堤、石野委員	反対 田中、並河委員）	

< 吉田委員長 >

指摘要望事項、附帯決議について意見はあるか。事業採択までは執行を待たれたいとする附帯決議をつけてはどうかと思うがどうか。

— 賛成者少数 —

< 吉田委員長 >

それでは、附帯決議はつけないこととする。委員長報告については、正副委員長に一任願い、20日の委員会で確認願う。

5 その他

< 吉田委員長 >

その他については20日に検討願う。次回は20日の午前、予算特別委員会終了後に総務文教常任委員会を開催する。本日の日程は全て終了したので、これで閉議する。

17 : 12 閉議